

令和4年度第1回守口市人権尊重のまちづくり審議会

日 時：令和4年12月14日（水） 午後2時から同4時10分

場 所：守口市役所 1階 市民会議室103・104

出席者：家原まゆみ委員 中道久美子委員 榎井縁委員
笠藤歩委員 嶋田英史委員 西尾博道委員
木村孝司委員 田口淑子委員 砂原嘉夫委員
水野奈津美委員 木村剛久委員 山田雅夫委員
高橋義信委員 （以上13名）

欠席者：宮前千雅子委員

事務局：増田市民生活部長 塔本人権室長
松岡人権室課長代理 松原人権室職員
三宅子育て世代包括支援センター主幹
伏見地域福祉課主任
西尾障がい福祉課課長代理
深堀高齢介護課主任
登野城学校教育課主任

会議の次第

- 1 開会
- 2 市民生活部長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長・副会長の選出
- 6 審議会の公開について
- 7 会議録について
- 8 会議の進め方について
- 9 守口市人権行政基本方針（改訂版）の進捗状況について
- 10 その他

審議内容

- 1 開会
- 2 市民生活部長挨拶
- 3 委員紹介

4 事務局紹介

5 会長・副会長の選任

互選により榎井委員が会長

指名により宮前委員が副会長

6 審議会の公開について

傍聴を許可

○議長 傍聴者はいますか。

○事務局 傍聴希望者はいません。

7 会議録について

○議長 会議録の作成及びその取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局 内容を要点筆記したものを、各委員に配布し、ご確認いただいた上で確定し、記録内容を証するため、会長と副会長にご署名をお願いして、原則公開と考えています。

公開の方法は、発言者の氏名、署名部分を除き、市のホームページに原則公開したいと考えています。

○議長 ご質問ございますか。（質問なし）

8 会議の進め方について

○議長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 今年度の審議会の回数は1回を予定しています。

「守口市人権行政基本方針（改訂版）」に基づき、人権尊重の視点に立った行政各般の施策を推進していく中で、より実効性のある施策とするため、その現状や今後の方針について、専門的見地から検証していただき、ご意見を賜りたいと存じます。そのご意見をもとに今後の人権行政の施策の参考とさせていただきたいと考えています。

○議長 何かご質問はありますか。（質問無し）

9 守口市人権行政基本方針（改訂版）の進捗状況について（前半13まで説明）

○議長 事務局から説明を前半13までと、後半14からに分けてお願いします。

○事務局 資料①を御覧ください。

昨年度の委員の御意見を踏まえ、PDCAサイクルを明確にするための様式に変更しています。守口市人権行政基本方針（改訂版）に基づく施策の状況でございますが、様式は各「人権課題」ごとに人権行政基本方針に基づいた「取り組む課題」を記載しています。課題に対する施策は、課題に対して実施、または実施予定の事業内容を記載しています。施策の実施状況のうち「活動指標」は事業を実施するに当たりどのような活動を行うのか、どのようなサービスを市民に提供するのか等の行政が行う活動について記載しています。「成果指標」は実際に行った活動や提供するサービスの結果、どのような効果をどれだけ上げることができたかを記載しています。担当課評価、今後の方針としてそれぞれ担当課による評価及び今後について記載をしています。

施策の状況 1 から 4 は全般的な人権課題となっています。

1 ページの項目 1 は「市民の人権課題解決のための情報提供等」としまして、人権室が開設している人権相談事業について記載しています。人権侵害を受けた、または受けるおそれのある市民が、自ら課題を解決することができるように事案に応じた適切な助言や情報提供などにより支援しており、専門知識を有する相談員が面談及び電話による相談を実施しています。面談及び電話による相談は毎週月・水・金の 9 時から正午、夜間電話相談は毎月第 2・4 金曜日の午後 5 時から午後 8 時、LGBT 相談を令和 4 年度から毎月 1 回第 3 水曜日午後 5 時から 8 時、その他ヒューマンライツ・フェスティバル等のイベント等で特設相談を開設しています。施策の実施状況は、活動指標としまして、毎月の広報掲載、ホームページによる周知を行い、令和 4 年度からはツイッターやラインによる周知も行っています。成果指標としまして、開設日数と同件数を目標としています。実績の件数自体は目標数には達していませんが、担当課評価は A、今後の方針は、市民の人権擁護が図られ生活が安定してくれば相談件数も減少すると考えられますが、当面は目標値を設定し、できるだけ多くの市民の相談に対応できる相談体制を目指します。

2 ページの項目 2 は、「市民の人権意識向上のための取組」としまして、5 月 1 日から 7 日の憲法週間及び 12 月 4 日から 10 日の人権週間に行った市民を対象としたイベントについて記載しています。施策の実施状況は、活動指標では、多くの市民にイベントに参加いただくため広報誌、ホームページ、SNS 等で発信し、市内公共施設でのポスター掲示及びチラシ配架や、各種団体へチラシやポスターを配布し周知しました。人権週間において、市庁舎前電光掲示板で人権週間の周知を行いました。令和 4 年度の「憲法週間のつどい」は映画会を行い、「ぼくはうみがみたくなりました」、アニメ「めぐみ」の同時上映を行いました。88 名の方々に参加いただきました。アンケートによる満足度はそれぞれ 87.7%、92.3% でした。人権週間では、広く市民に対して人権意識を向上するためヒューマンライツ・フェスティバルを開催し、市内の小・中学生等から作品の募集を行い、入選者の表彰式を行いました。公演につきましては令和 4 年度は

俳優、谷ノ上朋美氏によるひとり芝居「旅立ちの詩」を開催し、同時に「市民人権なんでも相談所」を開設し、相談はありませんでしたが、イベントには174人の方々に御参加いただきました。アンケートによる人権問題への関心・理解が「大変深まった・まあ深まった」が81.0%でした。また、「京阪守口市駅前付近での街頭啓発」は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止しました。担当課評価はA、今後、イベント開催は、市民が人権について考える機会となっているため次年度も開催するとしています。

4 ページ項目3は「職員の人権意識の向上」としまして、外部講師による職員研修の実施について記載しています。令和2年度まで、人権室が開催する職員の人権研修については市職員を講師として実施しておりましたが、令和3年度から予算化し、外部講師をお招きすることでより質の高い研修を実施しています。施策の実施状況は、全庁的に人権意識の向上を図るため、各課1名の受講を求め、令和4年度の研修は1月以降に3回実施する予定となっております。令和4年8月30日には、庁内会議である「守口市人権啓発推進委員会を開催し、法制文書課の法務専門官（弁護士）を講師として、「最近の人権問題について」委員である各課長に講義を行い、所属部課において周知啓発を依頼しました。担当課評価はA、今後も職員の人権意識向上のため、毎年職員研修を行います。

5 ページ項目4は「人権教育、啓発の推進」としまして、リボン運動を活用した啓発活動の実施について記載しています。施策の実施状況は、令和4年度は乳がんについて正しい知識の啓発・検診の早期受診推進のピンクリボン、児童虐待防止のオレンジリボン、女性に対する暴力をなくすパープルリボン、拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示のブルーリボンの各運動期間において各リボンの色に市庁舎をライトアップし、管理職級職員がリボンを着用し、また、市庁舎1階ロビーで啓発のための展示を行いました。市民の人権意識の向上について測定はしていませんが、全庁を挙げてリボンを用いた啓発活動に取り組み、それぞれの問題に対する認知度は向上したと考えられることから、担当課評価はA、今後も全庁的に各リボンに応じた啓発活動に取り組みます。

施策の状況5から8は、「女性の人権」となっております。

6 ページ項目5は、「女性に対する暴力の根絶」としまして、4月の「若年層の性暴力被害予防月間」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に関する啓発について記載しています。施策の実施状況は、各期間に庁舎1階人権啓発コーナーでのポスターの掲示や市庁舎前の電光掲示板による啓発などを行ったほか、市庁舎1階ロビーで啓発動画を放映し、「女性に対する暴力をなくす運動」では市庁舎のパープルライトアップを行い、管理職級職員がパープルリボンを着用しました。また、デートDVのリーフレットの配布を高校生については各生徒が持つタブレットへの配信に変更しました。担当課評価はA、今後は基本的に同様の啓発を行いながら、新たな手法を研究していきます。

8 ページ項目6は、「男女共同参画社会の実現」としまして、男女共同参画週間において、男女共同参画社会の実現に向けた啓発について記載しています。施策の実施状況は、「守口市男女共同参画週間記念のつどい」について広報誌、ホ

ームページやSNS等で発信し、市内公共施設でのポスター掲示及びチラシ配架や、各種団体へチラシやポスターを配布し周知しました。令和4年度は講演会を行いました。担当課評価はA、今後も男女が幸せになれる情報を講演会等により発信していきます。

10ページ項目7は同じく「男女共同参画社会の実現」としまして、男女共同参画社会について市民等の意識向上を図るとともに、男女共同参画社会の実現を目指して、女性と男性がともにいきいきのびのび暮らすための能力をつけることを目的とした守口市人権協会・大阪国際大学共催の「もりぐちeセミナー」の開催について記載しています。施策の実施状況は、令和4年度は、ライフデザインを全体のテーマとし142人の参加がありました。オンライン参加はありませんでした。担当課評価はA、今後は講座内容にアンケートの「希望テーマ」などを反映するなど、参加人数の増加を目指します。

12ページ項目8も「男女共同参画社会の実現」としまして、男女間における暴力や子育て・介護の問題など女性が抱える悩みの相談に応じ、女性の自立を支援するとともに、男女共同参画社会への理解を深める。女性問題専門カウンセラーによる女性のための悩みの相談の実施について記載しています。施策の実施状況は、女性のための悩み相談を休日除く第1から第4火曜日の午後1時から午後4時に実施しており、令和4年度は11月末現在で77件の御相談がありました。令和4年度は女性のための悩み相談の相談員に「女性の悩みから見えるジェンダー問題」について執筆してもらい、市広報誌に記事を5か月掲載しました。担当課評価はA、今後も女性のための悩み相談や広報誌への記事掲載を行い、悩み解決の支援、男女共同参画の啓発を行います。

施策の状況9及び10は、「子どもの人権」となっております。14ページ項目9の取り組む課題は、「児童虐待の防止」としまして、一人ひとりの子どもが人間として生きることを尊重されるよう、児童虐待防止の啓発を行うことについて記載しています。施策の実施状況は、児童虐待防止に関する啓発活動として、市内小中学校や園に啓発物品を配付、児童虐待防止月間に合わせ、管理職級以上の職員にオレンジリボンバッジを配付するとともに、オレンジリボンPR動画をホームページやラインにアップし、市庁舎をオレンジにライトアップするなどいろいろな形の情報提供で啓発活動を行いました。児童虐待防止についてメディア媒体を活用し、広く周知するとともに、子育て中の保護者が集う地域子育て支援拠点等にも啓発物品を配布し、行政と地域が一丸となって子どもやその家庭を見守る体制づくりに取り組みました。担当課評価はB、今後は子どもが1人の人間として、また最大限に尊重されるよう市域全体で児童虐待問題についての関心を深め、虐待防止対策への意識が高まるよう、いろいろな媒体を活用し、工夫しながら啓発活動を行っていきます。

16ページ項目10は「子どもへの人権教育」としまして、全ての教科・領域等を含めた日々の教育活動の中で一人ひとりの児童生徒を大切に、学校教育活動全体を通して人権意識の醸成と人権教育の充実を図ることについて記載しています。施策の実施状況は、教職員の人権感覚を高めるための研修を実施し、教

職員の研修を踏まえ各校の実情に応じた校内研修を実施しました。また意識調査を行い、児童生徒の実態を把握しました。担当課評価はA、今後も児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高める取組等について、引き続き指導助言を行い、各校における取組の充実が図られるよう支援するとともに、中長期的な研修計画を立て、市教育委員会主催の研修を実施し、各校が課題に応じた研修計画を立てられるよう指導助言します。

18 ページ施策の状況 11 は「高齢者の人権」です。「高齢者の権利擁護」としまして、成年後見制度利用支援事業、老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置について記載しています。施策の実施状況は、判断能力が不十分な高齢者が安心して暮らせるよう成年後見制度が必要な高齢者に市長申立てを行い、虐待等によるやむを得ない事由によって介護サービスを受けられない高齢者に対し、早急にショートステイなどの措置を実施しました。担当課評価はA、今後も関係機関と連携して迅速に対応していきます。

施策の状況 12 及び 13 は「障がい者の人権」です。

19 ページ項目 12 は「障がいのある人への理解促進」としまして、障がいのある人やその家族等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、市民等に対して障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を行うことを記載しています。施策の実施状況は、できるだけ多くの市民へ障がいに対する理解を深めてもらうため、講演会、募集啓発型講座、訪問開発型講座を行うとともに、12月3日から9日までの障害者週間に合わせ啓発活動を行いました。担当課評価はB、今後は市広報誌やエフエムもりぐち等を活用し、講座等の開催について広く周知を行うとともに、より多くの市民等が受講できるようオンラインの活用を検討します。

20 ページ項目 13 も「障がいのある人への理解促進」としまして、支援教育研修について記載しています。施策の実施状況は、市立学校等教職員の支援教育への理解を深める。教職員と特別な配慮を要する園児・児童・生徒の保護者等の合同研修会を通して、個に応じた支援について学校・家庭の共通理解を得ることを目的に支援教育後援会、支援教育コーディネーター研修会、支援教育夜間懇談会を実施しました。その中でアンケートを実施し、「新しい知見を得られた・これからの自分の仕事に生かせる・得たことを広めようと思う」の3項目の肯定的意見が90%以上となっています。担当課評価はA、今後は支援教育コーディネーターや支援学級担任は経験や年齢、各校における実情も異なることから、できる限り現場のニーズに沿った形で研修を計画する。また支援学校と連携し、聴覚、視覚等の障がいの種別に応じた指導方法や教材作成の工夫及び環境整備について助言いただき、引き続き教職員の指導力向上に努めます。

○議長 1 から 13 まででBの評価は1つで、あと全てAの評価で、現場的には非常に達成しているとなっています。ただそこで本当に十分達成されているのかも含めて、委員からご意見をいただきたいと思います。

○委員 前回の会議で1つ1つの施策に対しての状況、評価、方針等をPDCAに則って行えばよいのではという意見があったと思います。Aが多いですが、実施した施策に対し、担当課が評価を行いAをつける。それが気になりましたので、どう評価をしたのかお聞きしたいと思います。

○事務局 あくまでも担当課の評価です。これに対して意見やどういう部分が出来ていないのではというところをご指摘いただければと考えています。

○委員 デートDVのリーフレットを従来の紙媒体から高校生全員が持つタブレット端末への配信に変更し、リーフレットも大阪府作成した新しいものに変更したと表記していますがどのようにタブレット端末に配信したのか、また、私学と公立の学校では差があるのかをお聞きします。

○事務局 デートDV等を周知し未然に防ぐために、デートDVのリーフレットを学校に持参し配布をしていましたが、確認しますと府立、私学の高校どちらの生徒もタブレット端末を持っていることから、今年度は学校に了承を得た上でデートDVのリーフレットのデータを各学校に送信し学校から全校生徒に配信することをお願いしました。

○委員 今までの紙媒体からITを使いデータに変えた結果、何が変わったか、いい傾向に進んだとかがあれば聞かせてください。

○事務局 配信の結果の調査までは出来ていませんが、紙媒体でしたらその場でしか確認できませんが、タブレットでは、いつでも確認できるという利点があります。タブレットに配信したことにより見やすい環境になったと思っています。

○議長 非常に重要な指摘だと思います。ICT化で効率が良いものになっていますが、どれだけ見ているのかというところは逆に個人に任せられている。また、ICT化になることによって先生があまり働きかけをしない、あるいはICTから落ちこぼれてしまう、なかなか使いこなせないという方もいるあたりを人権という視点から見ていただきたいと思います。方法を変えたときに効果をどう図るのか、単にしましただけではなく、少し追跡をしてほしいという意見だと思います。

○委員 男女共同参画に関する各イベントや相談は、件数では測れないと思いますが、参加者集めを頑張ってるように感じますが、一方で男女共同参画以外は、9番のところ、周知が足りていないのか分かりませんが、守口市のいろいろな施策に取り組んでいる情報をどう届けていくかは、すごく難しいところです。守口市はSNSもホームページも使って広報活動をしているということですが、世代により情報収集の仕方は異なると思います。若い人はSNS中心、高齢の人

は、やはり紙媒体で、ホームページも見なかったりもあると思います。例えば相談とかイベントに参加した人が、どのように情報を取得したのかをアンケートで調べたり、対象者に今後の方法をどうしたらいいかを考えてもらう方法もあると感じました。

○議長 啓発の情報をどう届けるのか、情報発信の工夫とアンケートの声などで、どう周知できたかなどを確認していく、あるいは生かしていくという御意見でした。

○事務局 アンケートですが、満足度等しか記載はしていませんが、このイベントを何で知りましたか、という項目をアンケートに入れています。来場者全員ではありませんができる限り、アンケートにはご協力頂くようにしています。

○議長 多分イベントに来られる方は関心を持って来るとは思いますが、なかなか来られない方にどうアプローチするかが難しい。どのように知りましたかとか、どんなアプローチがあればもっと人が来るとは思いますかとか、来られた方にアイデアを頂く工夫があってもいいかもしれません。実際は、例年同じアンケートをしていると思いますので、何か新しいアプローチの仕方であるとか、アンケートの取り方を変えるとか、そういったことも少し反映できるかもしれません。

○委員 評価Bの「子どもの人権」で児童虐待の防止という項目がありますが、令和3年度の実績状況を見ますと、守口市児童虐待防止地域協議会が17回開催されたとあり、このような協議会があることも知りませんでした。

令和4年度には表記されていませんが守口市児童虐待防止地域協議会が機能しているのであれば、積極的にすれば評価BがAになるのではと思いました。

また今後の方針の中で具体的な表記がありません。児童虐待は親が子どもにするものと思っていましたが、最近は保育士が子どもに虐待する、教師が生徒に虐待的なことをするなどとんでもないことが起こっており、これは大きな社会問題だと思います。

実際に守口でどのような虐待があったのか、件数がどうであったかの表記がされていない。具体的にこういうことがあったということを我々も知ることで、防止策が浮かんでくるのではと思います。プライバシーのこともあり難しい問題がありますが、より進展させようと思ったら、踏み込んだ施策を展開する必要があると感じました。

○事務局

児童虐待防止地域協議会は、継続して開催しております。令和4年度の実績状況ですが、昨年と同様という言葉で、令和3年度分は全て網羅した上で、さらに令和4年度に実施した内容を書かせていただきました。

令和4年度につきましても地域協議会は年間17回実施しています。児童相談所、

児童虐待防止協議会の方々、虐待防止協会のアドバイザーの先生等、様々な関係機関の方が集まり集まり、最近の動向や最近起こった虐待についての取組などを一例一例協議しています。

今後の方針に具体的なデータを示したほうがということですが、ここに表記していませんが守口市令和3年度では442人が虐待として認定されています。その内訳は身体的虐待が86人、性的虐待が0人、心理的虐待が156人、ネグレクトが4人です。虐待は年々増えており、5年前に比べると2倍近く増えてきています。これは実際に虐待が増えてきているのか、市民や関係機関の認知度が上がり通告や報告が増えたため、把握する件数が増えたのかというあたりは分かりませんが、皆さんの御協力のもと早期に連絡いただけるようになってきています。令和4年度からは守口市子育て世代包括支援センター内に、家庭総合支援拠点を設置し、虐待についてさらに取り組んでいく部署をつくりました。

学校や園との連携を密にし、ネグレクト家庭に定期的に訪問に行くような見守り強化事業を令和4年度から実施しています。

今後の方針にどこまで記載していくのかは、担当課と調整し記載していきたいと思っています。

○委員 女性の人権、子どもの人権の感想になりますが、朝のテレビ番組で、母親になって後悔しているというテーマでドイツで出版された日本語訳が出たという内容でした。その中で子どもを産んだからといって自動的に母性が発動するわけではないというお母さんの証言がありました。例えば子育てがうまくいかないなどで行政やカウンセリングの先生に相談しても、お母さんなんだから頑張らないといけない、お母さんだからできるでしょうと言われてしまい、男の子なんだからとか、女の子なんだからと同じようなことが、お母さんに対しても起こっているということを初めて知りました。そういう女性の参画とか子どものDVとかも、そういう視点が非常に必要なのではないかと思います。

○委員

各学校で先生方が子どもたちに対して人権教育を行われていると思いますが、どれぐらい行われているのか、先生方が理解していただいているのか。また、障がいのある方の理解について、障がいのある子どもたちに対して学校が十分対応できているのか、人員の配置が少ないのではないかと聞いています。そういう方々への配置等、人的追加を行っていないと障がいのある子どもたちへの対応ができないと思います。

○委員 デートDVで発信された新しいリーフレットは市で作成したものですか。

○事務局 大阪府のホームページに掲載されているものです。

○委員 先般、民間の団体で児童虐待を題材にした映画を上映しました。アンケートの結果、虐待について知らないと回答されている一般市民が結構おられました。市民にホームページなどを通じて周知していると思いますが、目につきにくく、私自身も児童虐待の研修が市で行われていることを知りませんでした。

○委員 障がい者の人権に関して、B評価で受講人数が伸び悩んでいると表記されていますが、勉強会で車椅子で生活をされている方は、足や体が不自由で車椅子で生活をされているのですが、それに加え、足が不自由になったことで体温調整が健常者と同じようにできないということ。見えない部分であってそういうところまで行政は考えて対応するということを聞いて、新たな学びになりました。講演会等のポスターを作る際は「こんなことを御存じでしたか」みたいなキャッチコピーを入れると、受講してみよう、というようなきっかけになるのではないかと思います。

受講者のアンケートの、意見を活用して啓発に取り組み、実際にやってきたことをフィードバックして次につなげ、新たな啓発活動に取り組んでいただけたらと思います。

○委員 事務局にお尋ねしますが、評価は担当課でされたということですが、評価する上で何か基準を設けていますか。達成できたもの、できていないもの、できている中にもAとBがあるので疑問を感じました。

あと、例えば何々を実施します。何々を実施しました。何々と考えられる。Aがついている、これは、期待も含めたA評価なののでしょうか。どのようなプロセスを経てAとBをつけているのか教えていただきたいと思います。

○事務局 例えば目標100に対して100であることからA、90であることからAなど、数字であれば基準出せるとは思いますが、資料の中の評価については曖昧な表記もあり、そういう指摘であると思いますが、100点満点に対しての何点以上がAというような基準というのは、できておらず、各課で評価にばらつきがある状況になっていると思います。

○委員 そもそも評価というものは、一定持っておくことも大事だと思いますが、第三者の目を見て評価してもらうことも大事だと思います。

この審議会が評価をする会議体ではないのかもしれませんが、そういう評価の在り方で、何の基準もない、ただ単に担当課で判断をしている、ここの評価がおかしいという指摘がなければ見直しもできない評価の在り方でいいのかということをお聞きしています。

○事務局 AやBの評価は、あくまでも担当課評価ですので、これはと思われる評価は指摘して頂きたいと思います。例えば、A評価についてこれ以上何もやらない、ということではなく、今のA評価を更に向上していく方向で進めていく

ために意見をお伺いして、できるものは反映させ、さらに良くしていくという考えで行っています。

○委員 AかBかという議論をする気はないのです。その評価の在り方をお伺いしたわけで、真剣な意見・議論なりが出る会議であって、評価だけが漠然としていることがないような在り方を今後、検討していただきたいと思います。

○議長 昨年は評価も何もなく、一覧で各課が何を行ったかの表記しかされておらず、委員から改善の意見があり、PDCAサイクルに沿って資料を作成するようお願いしたわけですが、指摘の評価については、A、B、Cで良いのか、Aは問題ないと見られがちではないかとの指摘はもっともだと思います。私たちは、審議会でもより守口市が人権行政を進めていくためにはどうしたらいいかという審議をしているわけですので、今の意見は非常に貴重だと思います。再度検討の事項に残したいと思います。引き続き後半の説明をお願いします。

9 守口市人権行政基本方針(改訂版)の進捗状況について(後半14から説明)

○事務局

施策の状況14及び15は「同和問題、部落問題」です。22ページ項目14は「同和問題についての理解促進」としまして、職員研修や市民に対する啓発などにより同和問題に対する人権意識の向上を図ることについて記載しています。施策の実施状況は、市職員の人権意識向上のため、同和問題について継続的に職員研修を行う。市民に対し同和問題についてポスターやパンフレットで啓発を行うことを目的とし、令和4年度は2月に職員研修の開催を予定しています。また、庁内会議「守口市人権啓発推進委員会」で同和問題を含む最近の人権問題について研修を行い、委員である課長に所属部課において周知啓発を依頼しました。市民に対しては、同和問題についてのポスター掲示と併せて、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間、10月に広報記事を掲載し、ヒューマンライツ・フェスティバル2022等イベントにおいてパンフレットを配架するなど、同和問題について周知しました。担当課評価はA、今後も職員の人権意識の向上をはじめ、市民への啓発を引き続き行います。

23ページ項目15も「同和問題についての理解促進」としまして、人権教育の系統的な指導計画に基づいた指導。「部落差別解消法」を踏まえた、人権教育に係る校内外研修の実施について記載しています。施策の実施状況は、「部落差別解消法」を踏まえた人権教育に係る教職員研修を実施しました。担当課評価はB、今後も「部落差別解消法」を踏まえ、守口市人権教育研究協議会と連携しながら、人権侵害事象の未然防止と早期発見、早期対応に向けた校内研修の実施や、各校における相談窓口の設置及び周知の徹底等、人権意識の醸成と指導方法の充実が図られるよう、引き続き指導助言を行います。

施策の状況16及び17は「在日外国人問題」です。25ページ項目16は、

「在住外国人と共に暮らしていけるまちづくり」としまして、多文化共生社会の実現に向けての啓発について記載しています。施策の実施状況は、チラシ配布や、ポスター掲示、ヒューマンライツ・フェスティバル等イベントにおいてパンフレットの配架などによる情報発信及び啓発を行いました。庁内会議「守口市人権啓発推進委員会」で外国人の人権について紹介しました。また相談があれば、国際交流所管部署と連携し対応をします。担当課評価はA、今後も外国人を理由とする差別の解消に向け、お互いの文化の違いなどを受け入れる社会の実現に向けて啓発を行います。相談等があれば、国際交流所管部署と連携し対応します。

26 ページ項目 17 は在日外国人問題の「その他」としまして、日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の推進、在日外国人児童生徒交流会の開催、在日外国人児童生徒交流会への講師及び新渡日児童生徒への通訳の派遣について記載しています。施策の実施状況は、対象児童生徒に対し日本語指導加配教員が各校を巡回し、「特別の教育課程」による日本語指導を行いました。対象児童生徒へ通訳派遣を行いました。実施している交流会へ講師を派遣しました。定期的な意識調査の結果、「学校に行くのが楽しい」の項目において、中学校等で改善が見られました。担当課評価はA、日本語指導を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、今後も児童生徒が円滑に学校生活を送れるよう日本語指導課外教員の配置の拡充を目指します。近年の外国人児童生徒の増加及び多様化、外国人児童生徒支援に関する国内の動向を踏まえ、必要に応じて通訳の派遣が柔軟に行えるよう、引き続き人材の確保に努めます。

28 ページ施策の状況 18 は「性的少数者の人権」です。「性的少数者に対する正しい理解の促進と偏見や差別の解消」としまして、広報誌掲載などにより市民への理解を深め、LGBTに特化した相談により、当事者の持つ悩みの解消に努めることについて記載しています。施策の実施状況は、男女共同参画推進条例を一部改正し、性的指向・性自認にかかわらず差別的取扱いの禁止を盛り込みました。毎月第3水曜日17時から20時、LGBTに特化した人権相談を開設しており、広報やホームページで周知し、相談日前にはツイッターで周知をしています。LGBT交流会を開催しております。教育委員会と共催のPTA及び一般市民向けのヒューライツセミナーで「LGBTQについて考える」を開催しました。

1月にLGBT当事者による職員研修の開催を予定しています。また、庁内会議「守口市人権啓発推進委員会」で性的少数者の問題を含む最近の人権問題について研修を行い、委員である課長に所属部課において周知啓発を依頼しました。担当課評価はA、今後もLGBTについて正しい情報を発信するとともに、相談等により当事者の悩みの解決を支援していきます。

施策の状況 19 から 23 は「さまざまな人権問題」となっています。29 ページ項目 19 は、「インターネットを利用した人権侵害」としまして、差別事象や誹謗中傷による人権侵害に対して適切に対応することについて記載しています。施策の実施状況は、情報の発信者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、発信する情報に責任を持つとともに、利用者も様々な情報に惑わされることなく主体的

に読み解く能力（メディア・リテラシー）を高めることを目的とし、教育委員会と共催したPTA及び一般市民向けのヒューライツセミナーで「ネット上の誹謗中傷防止講座」を開催しました。インターネットによる人権侵害などの削除要請について研究し、必要に応じて大阪法務局との連携体制を取っております。人権擁護委員と連携したNTTドコモの協力による、スマホケータイ人権教室は中止となっております。インターネット上の人権侵害事象に関連する相談等は特にございませでした。担当課評価はB、今後は市職員及び市民に対し、研修や講座等でメディア・リテラシーやネット・リテラシーの向上を図ります。差別書き込みに対するモニタリングを行うなど、実態を把握し差別事象等に対処していきます。

31ページ項目20は、「北朝鮮による拉致問題等」としまして、拉致問題の解決に向け、市職員、市民一人ひとりが関心と認識を深め、「必ず取り戻す」との世論を高めるため、周知・啓発を行うことについて記載しています。施策の実施状況は、憲法週間のつどいの映画会でアニメ「めぐみ」の同時上映を行いました。「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に市庁舎1階ロビーでアニメ「めぐみ」や「拉致被害者ご家族ビデオメッセージ」を放映、同時に設置した展示で啓発リーフレットや北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール入選作品集等を掲示し、ブルーリボンを市民に配布するとともに市職員管理職及びその趣旨に賛同するその他の職員が着用しています。庁舎横の電光掲示板で啓発週間の周知を行うとともに、期間中市庁舎をブルーにライトアップしています。啓発週間前の人権週間に、アニメ「めぐみ」等を東部、南部の両コミュニティセンターで放映しました。担当課評価はA、今後も拉致問題の解決のため市職員、市民一人ひとりが関心と認識を深め、「必ず取り戻す」との世論を高めていくための取組を続けます。

33ページ項目21は、「犯罪被害者やその家族の人権問題」としまして、犯罪被害者とその家族が早期に元の生活に戻ることを支援するため、周知・啓発を行うことについて記載しています。施策の実施状況は、犯罪被害者及びその家族が早期に元の生活に戻るための支援を行うため、令和4年4月から犯罪被害者とその家族への見舞金制度を開始しました。守口市犯罪被害者等支援条例を7月から施行し、犯罪被害者等のカウンセリングや日常生活等の支援制度を創設しました。支援については犯罪被害者等早期援助団体である大阪被害者支援アドボカシーセンター及び大阪SACHICOと連携していきます。犯罪被害者週間の啓発において、ポスターの掲示、リーフレット等の配架に併せて本などの売却益をアドボカシーセンターに寄付する「ホンデリング」をPRしました。今のところ犯罪被害者の相談等はありません。担当課評価はA、今後も相談があれば早急に対応できるよう各相談機関との連携を強化していきます。

35ページ項目22は、「HIV感染症等（HIV・肝炎・新型コロナウイルス・ハンセン病）」としまして、感染症に対して正しい知識を伝えることにより、感染予防及び陽性者への配慮についての普及啓発を行うとともに、偏見や差別意識をなくすことについて記載しています。施策の実施状況は、感染症についての正しい知識の普及啓発に努めることを目的とし、新型コロナウイルス感染症に関

する人権侵害をなくすようPRするため、庁舎1階において差別防止DVDの公開とパンフレットの設置をしました。また、ハンセン病問題を正しく理解する週間に、人権啓発コーナーにハンセン病回復者等に関するパネルを掲示しました。担当課評価はA、今後も市広報誌及びホームページで市民に正しい知識を伝える。ポスターやパネル展示による啓発を行っていきます。

37ページ項目23は、「刑を終えて出所した人」としまして、更生保護を担う保護司で組織される「守口地区保護司会」に対し、毎年補助金を交付しその活動を支援していること、また、「社会を明るくする運動」を通じて、市と保護司会が協力し、犯罪予防を推進していることについて記載しています。施策の実施状況は、守口地区保護司会へ補助金を交付し活動を支援するとともに、保護司会と協力し「社会を明るくする運動」を開催しました。担当課評価はA、今後も継続して「守口地区保護司会」に対し、補助金の交付及び「社会を明るくする運動」によって、今後も活動を支援していきます。

以上、守口市人権行政基本方針の主な取組の実施状況の説明でございます。

○委員 犯罪被害者を救う方々に向けての活動、刑を終えて出所した人に向けての活動というのもあり、近年、犯罪加害者の家族のサポートも大事だとお聞きします。犯罪加害者の人権、家族をサポートしていくことについて市や周りから発せられたり、家族のための会とかありますか。

○委員 保護司という立場から意見をいいますと、犯罪を犯した人、刑を終える前に仮出所をされた人や加害者の家族がおられます。

保護司は、犯罪を犯した人の更生を図り、心の支えとして様々な調整しながら被害弁償の方法や助言を行い、監察と調整をしながらフォローをしており、行政的な権限はないので限界はありますが、犯罪を犯された方の更生も含めて、家族の支援を行っています。

範囲が限られていますが、保護司としてできる範囲は行っており、一定の成果はあると思っています。

もう一点、犯罪を終えた人に対してどうするかが、新たな課題です。

保護司は、そこまで踏み込む責務がないからです。守口市には市役所6階に「くらしサポートセンター守口」があり、刑を終えられた方が生活に困ったときは、そこに相談に行かれ、「更生保護サポートセンター」と連携をしながら、支援をしていく取組をしています。家族も含めた支援についても広げていく動きがあります。

○委員 被害者も当然ケアをしていかなければいけないし、刑を終えられた方も、当然支えなければならぬ、加害者の家族も社会から様々な目に見えない苦労とか大変な思いをされています。今後は、気にかけていくことが非常に多くなると思います。より広く明るく社会を作っていけるように我々も協力していきたいと思います。

○委員　　L G B T Qに関する内容を取り上げるのは、とてもハードルが高いと思いますが、実際に今苦しんでいる方にとっては変わってきていると聞きますので、難しい問題も山積されていると思いますけれども、できれば広報のこういった内容を続けていただければと思いました。

○委員　　人権教育啓発推進全般の職員の人権意識の向上に各リボン運動の時期の啓発とあり、12月はブルーリボンの期間です。朝、庁舎に入ってきた時に1階ロビーのモニターで拉致問題の映像が流れていたのを拝見しました。リボン運動期間中には、管理職等がリボンを着用して啓発を行うことが明記されていましたが、見ると誰もしてないように思います。

○事務局　　これです。

○委員　　見えました。名札につけているのですね。
市の職員は、そういう運動をやっているという事を、来庁される市民にも知ってもらうことが効果的だと思いますので、積極的に運動に取り組んでいただけたらと思います。

○議長　　やっている方と見ている方で差があるという、やっている方はやりますと思っていますが、見えてませんよと、言うような意見も大事だと思います。やはり役所の中の活動ではなく、市民に多く知らせていただければと思いました。

○委員　　私は身障者で視覚障がい者です。これだけ良い人権の会議があるのに何故我々まで届かないのか、実感を感じていない気がします。
色々な人権の皆さんの意見を聞かせてもらいましたが、実感していないという感じです。

○議長　　何のための啓発なのかが、すごく大事だと思います。当事者に届かないようなやり方ではまだまだ足りないものがあると思いました。

○委員　　法務局で子どもの人権電話相談を受ける機会がありますが、授業中の時間帯に結構相談があるので、学校に行けていないことを痛感しながら、友達や家庭環境の悩みをよく聞くのですが、確実に子どもの不登校数が増えていると思います。

子どもの人権で、すごくいい目標を立てていますが、子どもの実態がこの表記からは見えないと思います。不登校の子どもたちが、これから人権について困った環境に置かれていかないと危惧しています。できれば教育委員会で考えていただけたらと思っています。

○議長　難しいと思いますが、ぜひ前向きに少しでも進めていくというようなところが感じられるような伝え方の工夫をして貰えたらと思います。

○委員　人権問題を語るときに、やはり同和問題は一丁一番地の大きな問題となると思います。守口では、昨年、何か問題が出てきたのかをお聞きしたいのですが。

○事務局　インターネット上で、守口の特定地域の動画が流れていました。差別事象に当たるのではないかとということで、プロバイダーに削除要請、法務局に相談し、削除要請をしました。

1 1月末に不適切な動画であるということで削除をされておりますので、一定解決していると認識しております。

○委員　新しい若い先生方とか一般の市民の方に聞いても、同和問題をほとんど知らない人がおります。難しい問題だと思いますが、守口は、他の人権問題をクローズアップして、同和問題は縮小していくのか、それとも、もっと掘り起こしていくのか、その辺の意見をお聞きしたいと思います。

○事務局　どの人権課題も共通であり、同和問題、L G B T等、全て大事な人権課題であることから、全て同様に扱っていく考えです。

○委員　高齢者の人権ですが、成年後見人制度が表記されていますが、現場では高齢者の人権擁護の裏には、虐待がひっついていることが非常に多いのです。施策の中に虐待も入れていただいて、人権擁護の実現ができれば、非常に良いと思いました。

○議長　昨年度の指摘もあり、P D C A形式、A B Cの評価の様式に見直していただきましたが、この審議会でたくさんの委員から指摘を受けたと思います。特に評価ですが、良いことだけではなく、反省点、課題点を併せて書くようにしたらどうかと思います。

良い評価で終わると、次にまたサイクルでPに戻らないといけないのに、評価がAだから変えなくていいのかという話になるので、次の年には、より良くなるためにはこういう部分を改善して、今度のプランにはここが違いますよ、去年と違いますよということが示されるべきだと思います。

守口市人権行政基本方針をより良くしていくために、たくさん意見をいただいたと思いますので、ぜひ今後の人権行政にいかしていただきたいと思います。

では、事務局にその他、ございましたらお願いします。

○事務局　今回の審議会の各委員のご意見につきましては、可能な限り今後の守口市の人権行政に反映していきたいと考えています。来年度もこの審議会の開催をして、御意見を頂戴したいと考えています。

○議長　御意見・御質問はありますか。

○委員　今審議会の基本は、守口市人権行政基本方針をどう達成しているか、その年度でこのような事業を行い、その評価がこうでしたということですね。今年度出来なかったことを、来年度にそれを目標として活動し、来年度にまた評価を行うということでしょうか。

○事務局　はい。

○議長　ほかにありますか。（意見なし）

それでは最後になりますが、また来年度も引き続き、この人権施策の指針である「守口市人権行政基本方針」に基づいて、「すべての人の人権が尊重され、安全で安心して暮らせるまち守口の実現に向けた人権尊重の視点に立った行政運営」ということに取り組んでいただきたいと思います。

長時間ありがとうございました。